

2005年12月6日
日本弁護士連合会

配布資料目録

オーストリア及びイタリアにおける未決拘禁施設等三者合同視察調査報告書
(2005年7月2日～10日)

「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」における日弁連プレゼンテーション
代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を 有識者会議に期待する(骨子)
添付1 代用監獄の弊害
添付2 代用監獄の弊害事例集
添付3 電話による外部交通の必要性に関するアンケート(中間集計)

資料1 未決等拘禁制度の抜本的改革を求める日弁連の提言(2005年9月16日)

資料2 日弁連第56回定期総会決議「未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を求める決議」(2005年5月27日)

資料3 日弁連機関誌「自由と正義」2005年9月号(抜粋)
「特集 21世紀の行刑改革 - 未決・既決のありかたを考える(2)」
(1) 未決等拘禁制度改革の課題(下林秀人・水野英樹)
(2) 代用監獄の弊害事例1～3(横光幸雄, 内田典夫, 齋藤ともよ)
(3) 未決拘禁制度の改革と展望(村井敏邦)
(4) 未決拘禁制度についての理論的課題(中川孝博)

資料4 日本弁護士連合会「国際人権(自由権)規約に基づき提出された第4回日本政府報告書に対する日弁連報告書」(抜粋)(1998年)

資料5 日本弁護士連合会「国際人権(自由権)規約委員会最終見解の実現のために～代用監獄・死刑・刑務所 議論から改革の実行へ～」(2002年4月)

資料6 アムネスティ・インターナショナル発表国際ニュース
「日本:今こそ人権分野でリーダーシップを示すとき」
(アイリーン・カーン事務総長来日記者会見 2005年6月4日)

資料7 日本弁護士連合会・東京三弁護士会共催「もしも,あなたが逮捕されたら
代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民集会」
記録(2005年10月5日)

資料8 国連プロフェッショナル・トレーニング・シリーズNO.3
「人権と未決拘禁 未決拘禁に関する国際基準ハンドブック」
(国際連合, 1994年)

資料8 - 2 (資料8の原文) Professional Training Series No.3
"Human Rights and Pre-trial Detention - A Handbook of
International Standards relating to Pre-trial Detention"
(United Nations, 1994)

「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」における日弁連プレゼンテーション
代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を

有識者会議に期待する

(骨 子)

2005年12月6日
日本弁護士連合会

- 1 はじめに - 受刑者処遇法の成立と次の課題
- 2 今次未決拘禁制度改革の視点
 - (1) 有識者会議は行刑改革会議の未決版
 - (2) 身体拘束は例外，最小限に
 - (3) 無罪推定を処遇原則に
 - (4) 国際水準に合致するように
- 3 日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容
 - (1) 代用監獄は廃止されなければならない
 - (2) 外部交通の改革
 - (3) 未決拘禁制度の抜本的改革を目指して
- 4 まとめ～100年先を見据えた改革

添付 1

代用監獄の弊害

1 虚偽自白の強要（冤罪の発生・真犯人の取り逃し）

平成6年以降、日弁連が把握しているだけでも、虚偽自白を強要された事例は42件。

しかも、うち無罪となった事例が20件。

2 医療体制の不備（治療の遅れ、死亡事案も発生）

3 女性被勾留者に対するわいせつ行為

4 保護房の不設置（防声具の使用による死亡事故の発生）

虚偽自白の強要

1 取調室での暴行（事例 1～8、資料 1）

取調官の意に沿う供述をしない被疑者に対して、暴行を行い、取調官の意に沿う虚偽の自白を強要する事例があとを絶たない。

代用監獄だから	拘置所なら
取調べを終えて房に戻った時に、同じ警察官である留置係に訴えても、その訴えが無視されるから、取調べ中の暴行がなくなる。	拘置所の看守の下に戻されるので、チェック機能が有効に働くことになり、暴行ができなくなる。

2 面倒見による不当な利益誘導（事例 9 ～ 10、17）

面倒見という不当な利益誘導によって、虚偽の自白を強要する事例がある。

面倒見の具体例としては、喫煙、馬券の購入、飲食の提供、家族への連絡などがある。

代用監獄だから	拘置所なら
便宜供与が可能であり、不当な利益誘導につながる。	代用監獄におけるような便宜供与は不可能なので、不当な利益誘導を行うことはできない。

3 同房者の不当な利用（事例 1 1、1 2）

同房者を利用した不当な捜査が行われている。同房者に自白をしないと大変なことになると言わせて脅させたり（事例 1 1）内通者を同房にして、その内通者に房での言動を供述させて証拠としたりしている（事例 1 2）。黙秘権を侵害する捜査である。

代用監獄だから	拘置所なら
取調官が留置係と協力して、内通者を同房にしたり、同房者を捜査に利用したりすることができる。	取調官は房への配点について、全く権限を持たないし、代用監獄と異なり規模が大きいので、そもそも同じ取調官が担当している被疑者が同じ房になる可能性はほとんどない。

4 不当な長時間の取調べ（事例13～17）

連日の深夜に及ぶ取調べに疲弊し、虚偽の自白調書の作成に依じてしまっている事例が多々ある。中には、自白調書の作成に依らないため食事を抜かれた事例もある(事例13)。

代用監獄だから	拘置所なら
留置係が、動作時限（食事、入浴や就寝の時限）を守るよう、捜査側に申し入れることができないために、深夜に及ぶ長時間の不当な取調べが可能となる。	拘置所の看守であれば、動作時限を守るよう取調官に申し入れることができるので、深夜に及ぶ長時間の不当な取調べはなくなる。

5 心理的・精神的圧迫を加えての取調べ（事例18～35）

怒鳴り続けたり、取調官が作成した下書きに沿って上申書を作成するよう強要したり、自白をしなければ家族を逮捕するなどの脅しをするなどの、心理的・精神的圧迫を加えての取調べは後を絶たない。特に少年では、その弊害は甚だしい（事例31～35）

代用監獄だから	拘置所なら
取調べ中に一定の圧迫を受けるのはやむをえない面があるが、取調べ終了後も警察官の監視下におかれることによって、一時も休まる暇がない。	取り調べ以外では、圧迫から解放されるので、虚偽自白に応じる可能性は著しく減少する。少年は鑑別所に勾留すべきである。

医療体制の不備（事例 57～58）

代用監獄には常駐医師はいない。したがって、外部の医療機関に連行し、診察を受けさせることが必要となる。この連行には、最低3人の人手が必要となる。慢性的な人手不足なため、被勾留者が不調を訴えても、速やかに外部の医療機関に連行しないことが多い。そのため、手遅れとなり、死亡事故なども発生している（事例58）。また、警察の責任で医療行為を行ったにもかかわらず、医療過誤による損害について、警察（自治体）が責任を負わないと主張するなどの弊害も発生している。

代用監獄だから	拘置所なら
常駐医師はおらず、外部の医療機関に、最低3人の留置係がついて、連行しなければならない。	常駐医師がいるので、診察室に連行するだけでよい。医療過誤の責任主体も明確。

女性被勾留者に対するわいせつ行為(事例 4 3 ~ 4 8)

あってはならないことである。女性を留置する代用監獄においても、男性の留置係が配置されていることがその原因である。

拘置所であれば、女性の看守が配置されているので、この種の事件は少ない。

代用監獄だから	拘置所なら
男性留置係などが、簡単に女性の房に入ることが出来る。	男性看守は、容易に女性の房に入ることはいない。

保護房の不設置

保護房が設置されていない警察署が多い。そのため、被勾留者が暴れるなどした際には、防声具を使用して対処することとなる。和歌山東警察署において、防声具の使用による死亡事故が発生した（事例55）。

代用監獄だから	拘置所なら
保護房がなく、危険な防声具を使用せざるを得ない。	保護房があるので、保護房に入れればよい。



平成16年(ニ)第6号

検 証 調 書 (証 拠 保 全)

被 疑 事 件 暴力行為等処罰に関する法律違反

被 疑 者 検 証 し た 年 月 日 平成16年6月13日午後1時10分から同日午後2時
47分まで

検 証 し た 場 所 大阪地方裁判所第2勾留質問室

検 証 し た 裁 判 所 大阪地方裁判所

裁 判 官 松 本 芳 希

裁 判 所 書 記 官 内 海 順 三

検 証 に 立 会 っ た 者

裁判所書記官 田 島 裕 士 (写真撮影)

弁 護 人 中 西 哲 也

添 付 図 面 写 真 等 図面1枚, 写真20枚

検 証 事 項 被疑者の身体の負傷状況

指 示 説 明 等

被 疑 者

1 私は、日時ははっきりしませんが、警察での取り調べの時、私が暴れるのを警察官が止める際に負傷しました。

また、その傷の中には警察官から踏まれたり、私がこけて出来たものもあり、その際の負傷部分はこれらです。

(別紙図面のAないしGのとおり)

2 先ほどと同じですが、取り調べ時に、私が抵抗して暴れたため、倒されたのですが、その際、警察官が私の腹の上に乗る、更に私が暴れることから、警察官は足か膝で、私の腹の上に乗ったのです。その際の負傷部分はこれらです。

(別紙図面HないしJのとおり)

なお、私が「倒された」と申し上げたのは、警察官から聴かれたことに対し、私が何も答えないために、警察官から押されて、私自身当時ふらふらしていましたので、簡単に倒れてしまったのです。

3 先ほどと、同じ取り調べ時に、取り調べの警察官から暴行を受けたためか、左胸の肋骨部分が痛みます。その部分は、ここです。(別紙図面Kのとおり)

4 私が暴れ、警察官がそれを止めようとした際に、負傷しましたが、その部分はこれらです。(別紙図面LないしN、OないしTのとおり)

5 一昨日(6月11日)の午後2時過ぎころから同4時半頃までの取り調べの間と、昨日(6月12日)の午前9時半頃から同11時頃までの間、及び午後2時頃から同4時半頃までの取り調べの間に、いずれも、私は警察官から暴行を受けました。この時、私は、取り調べに対しパニックになっており、椅子から床へ座り込んだりしたことに対し、警察官から「立て」と言われて手を持たれたので、その手を振り払って、床に寝転がったりしたのです。

そのため、私は、警察官から膝や足で体を押さえ付けられました。

6 私が、取り調べの際に、床に寝転がっていたのを言うことを聴けと言うことで椅子に座らせるために、警察官が私の喉仏の上あたりに親指がかかるような持ち方で両手を首に回して持ち、私の足の踵が床から上がる位まで身体を3回持ち上げられました。そのとき、両手で持たれたのは

この部分です。(別紙図面Uのとおり)

- 7 本日、私が裁判所に出頭する前に、府警の刑事に会った際、「どうしたのか」と聴かれて初めて私の左目のことが分かった次第です。私の左目の周辺部分が黒くなっているのが、どうしてそうなったかはわかりませんが、逮捕前にはなかったものです。その部分はここです。(別紙図面Vのとおり)
- 8 なお、私が、一昨日と昨日に取り調べを受けた取調官は何れも同じ人で、本日、私を同行して来た3人の警察官の内一番背の低い人を除く2人でした。
- 9 取り調べの際、私の腹の上に足を乗せた警察官が誰かは分かりませんが、私の首を両手で持って身体を持ち上げた警察官は、眼鏡をかけていない身体の大いの方の人でした。
- 10 取り調べの際の2人の警察官の位置関係について、眼鏡をかけた方が、主に私の前におり、身体の大いの方の人は、大体私の横か、斜め後ろにおりました。
- 11 2人の警察官の名前については、弁護士から後に^Xと^Yか^Yと聴きました。それで、本日車で裁判所へ来る時、別の人が眼鏡をかけた人に「^Xさん」と言っていたので、私は、眼鏡をかけた人が^Xだと思います。(検証終了後に同行警察官確認したところ、身体の大い警察官が^Y、眼鏡をかけた警察官が^Xであった。)
- 12 取り調べの際、私の方からは殴りかかってはおりません。私としては、椅子から降りて、床に座ったり、横になった以外では、取り調べの刑事が横になった私を起こしに来たとき、手で振り払ったり、押さえ付けられたときには、

足をばたつかせたりしたことはありません。

検 証 の 結 果

- 1 被疑者の負傷状況等は、別紙図面及び写真第1ないし第20号のとおり
- 2 別紙図面AないしJ, LないしTの部分が、いずれも赤く腫れているのを認めた。

平成16年6月25日

大阪地方裁判所第10刑事部

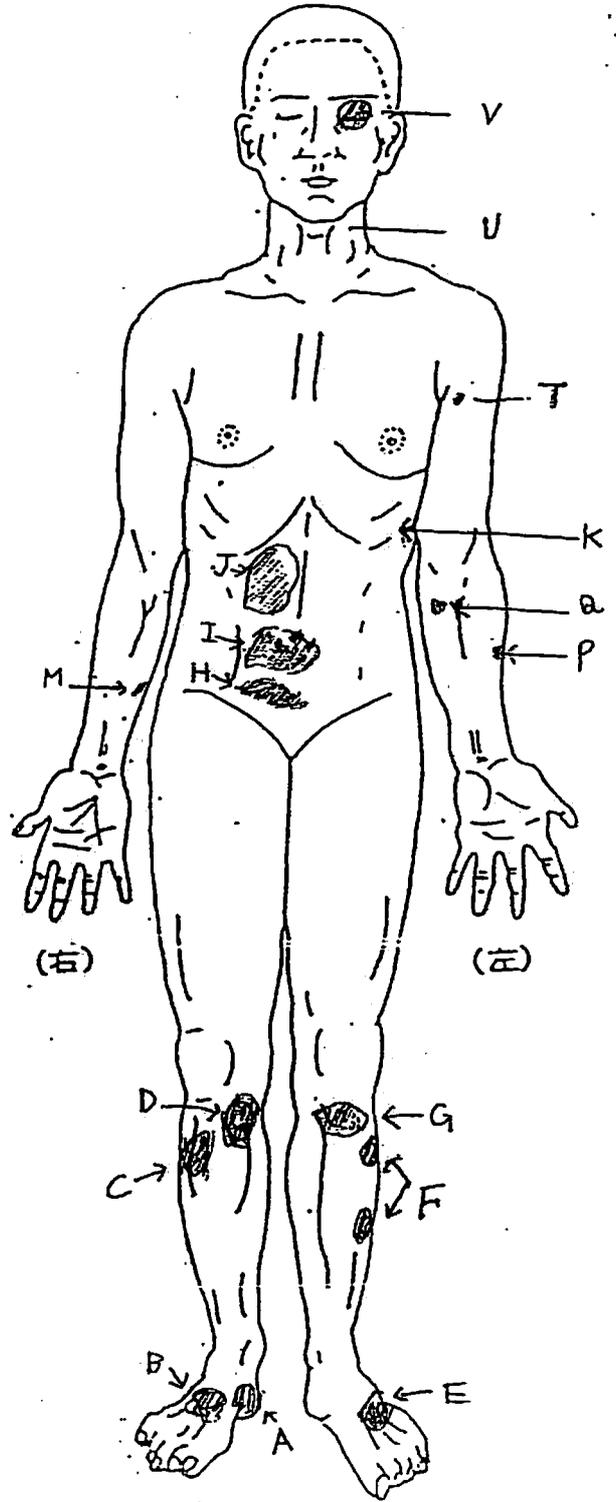
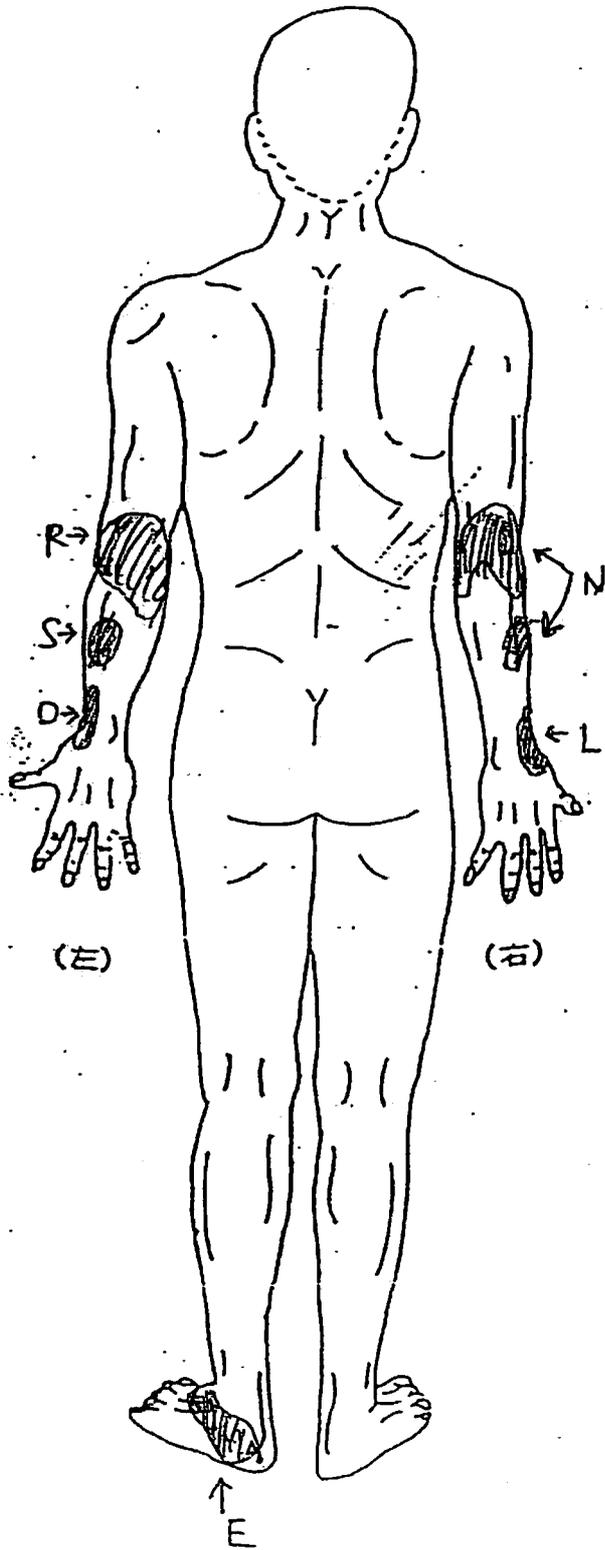
裁判所書記官

内 海 順



別紙圖面

1714



添付2

代用監獄弊害事例集

2005年12月6日

本事例集は、日弁連において入手することのできた資料に基づいて、その資料から判明する限りで事案をまとめたものである。なお、事例は平成6年以降のものに限定している。

番号	代用監獄勾留時期	警察署	事案の内容	資料
虚偽の自白強要事例 暴行事例				
1	平成6年10月	相模原警察署	警察署の取調室において取調中に、否認している被疑者に対し、怒鳴りつけ、被疑者の顔面を平手で殴打するなどといった暴行や威迫がなされた。	平成12年1月11日横浜弁護士会「警告」
2	平成7年8月	一関警察署	取り調べに当たった巡査部長が取調中にほおを平手打ちしたり、顔をつかんで無理矢理鏡の方向に顔を向けさせるなどした。停職10日間。	平成12年7月20日毎日新聞夕刊、同月19日岩手県警処分
3	平成9年9月	西宮警察署	被疑者の身柄を警察署内に確保して取り調べを開始した後、被疑者が黙秘権を行使している状況の中で暴行が行われた	平成11年6月15日兵庫県弁護士会「警告」
4	平成10年3月	福島警察署	暴力団構成員が、取調べ時に暴行を受けた可能性があるとして、福島警察署から大阪拘置所への移監を認めた。	平成10年3月27日毎日新聞朝刊、同月26日大阪地裁決定
5	平成11年ころ		「取調の中で警察官に暴行された疑いがあり、自白調書の任意性に欠ける」として松山地裁に差し戻し。	平成13年4月19日朝日新聞夕刊、同日高松高裁判決
6	平成12年		覚醒剤所持の被疑事実を否認している被疑者に対し、警察員が持っていた竹製のセンスで頭部を数回又は十数回殴打した。	平成14年6月7日和歌山県弁護士会「勧告」
7	平成14年ころ		約700グラムの覚醒剤を共謀して所持していたとされた事案。両被告らの自白調書を「逮捕・勾留から取り調べまで継続的に暴行が加えられた事実が認められる」として却下。両被告は「かなりひどい暴行を受けた」と主張した。警察官は「制圧行為だ」と否定。無罪。	平成15年3月18日朝日新聞朝刊、同月17日大阪地裁判決
8	平成15年4月	亀岡警察署	取調中に、両手首、両足首及び腹部に保護バンドが施された被疑者に対し、足で踏みつける、膝で押さえつけるなどした。なお、被疑者は11日以降、繰り返し、胸部の痛みを訴え、医師の診察を求めたにもかかわらず、16日まで放置した。	平成16年4月22日京都弁護士会「警告」
暴行と面倒見による事例				
9	平成6年6月	長田警察署	留置場内で自由に喫煙できる、馬券の購入をしてもらい、寿司と梨を買ってもらい取調室で食べる、ウイスキー等を買ってきてもらい留置場内で飲酒パーティーをする、女性留置人を房に連れてきてくれ性交することができるなどの利益供与が行われた。弁護側が任意性なしとして取り調べに異議を述べた自白調書について検察官がその任意性の立証を行わずして取り調べ請求を撤回した。	平成11年1月6日兵庫県弁護士会「要望」

10	平成8年1月	郡山警察署	「自分が出入りしていた暴力団の事務所や親戚方への搜索をしないこと及び1日に2通の手紙を書かせることや食事等の点で面倒を見てくれること」等の約束の見返りに窃盗について虚偽の自白を獲得し、取調中に、約束を守らないことに抗議する被疑者に対し、脇腹と背中を拳で殴った。	平成10年2月10日大阪弁護士会「警告」
同房者等を利用した事例				
11	平成16年4月	東警察署	担当刑事が、被疑者の同房者や隣接同房者に対して、「被告人には余罪があり被告人が素直に自供しない場合は、長期間にわたり取調べを行う」「何回も逮捕する」「被告人は実刑となる」等の話をし、その結果、同房者や隣接同房者が被疑者に対してそのような話を聞いたと話させることにより自白を強要した事案。	平成16年4月20日、弁護士要望書(福岡県)
12	平成16年7月	八幡西警察署	否認している被疑者を拘置所に移監した上で、移監前の同房者に被疑者の捜査に協力するよう求め、被疑者の房内での言動を調書化し、その後、被疑者とその同房者をいずれも再逮捕し、八幡西警察署で同房とした。同房となった日以降、連日、警察は同房者について、被疑者の房内での言動について取調を行い、調書を作成した。なお、この間、被疑者の取調はほとんど行われていない。この同房者の調書において、被疑者が同房者に対して自白した旨が記載されている。この調書などを証拠として、起訴された事案である。	自由と正義平成17年9月号
長時間の取り調べが行われた事例				
13	平成元年10月 (起訴は平成14年)		覚醒剤取締法違反で代用監獄に勾留されていた際に、殺人事件について、連日、朝9時から遅いときには深夜の2時、3時までの取調べ、大声や暴行を伴う取調べ、時には昼食や夕食を抜いての取調べを10月26日から受け続け、11月11日に自白調書の作成に応じてしまった。平成17年5月10日、佐賀地裁が無罪判決。	日弁連2005年9月3日シンポジウム
14	平成11年5月	米子警察署	警察官から「お前はやくざだから知らないはずがない」という一点張りの取り調べを受け、検察官から「普通の人で電話一つで分かるのに、元やくざのお前が分からないはずはない」と繰り返し言われ、また「お前は本線ではなくて枝なんだから」「この犯罪の法定刑は懲役1年から無期懲役までである」「否認のまま1年以上裁判して有罪の判決で未決勾留日数が30日しか算入されなかったやつもいる。」と言われたことから、否認を続けると不利であり、印象をよくしておけばうまくいったら執行猶予になるかもしれないと思うようになり、勾留理由開示の手続きで釈放してもらえと思っていたが釈放されずにこれはだめだと思ったことから、自白調書に署名した事案。捜査段階における取り調べは、ほぼ連日、食事や入浴等による休憩を除き午前9時ころから午後8時30分ころまで続けられたことが認定されている。自白調書の信用性が否定された。	日弁連刑事弁護センター「無罪事例集」第7集 618 平成12年10月26日鳥取地裁米子支部判決

15	平成14年6月	武雄警察署	弁護人が代用監獄において6～11時間の取り調べは人権侵害として拘置所への移監を求めて準抗告。	平成14年7月1日西日本新聞朝刊
16	平成14年11月	津警察署	連日12時間にわたる取調、食事時間や就寝時間が来ても「もう取調を終えてやるから、一筆書け」「被害者をやったことを書け」などと食事や睡眠を交換条件にした自白の強要、「被害者をやってしまったんやる」などと怒鳴り続けられ、否認すると壁に向かって1時間半たたされるなどの暴行、接見禁止を潜脱して母親に伝言をする代償に自白を求める、などの取調が続いた結果、殺害をほのめかす上申書の作成に応じた事案。弁護人が申し立てた準抗告において、裁判所は、被疑者が供述を変遷させていること、勾留質問において否認していること、取り調べが午前0時20分まで、その翌日も午前0時15分にまで及んでいること、被疑者が弁護人に「取調官から、『お前がちゃんとしないと、家も大変だぞ。母親に伝えたいことがある、ちゃんと伝えられるようにしてやる。また、民事訴訟の書類も差し入れられるようになんとかしてやる。そうしないと、家も取られるぞ。その代わり〇〇さんを殺した旨の上申書を書け』と言われた旨訴えていることなどから、自白強要のおそれがあるとして、津警察署から三重拘置所への移監を決定した。	自由と正義平成17年9月号、平成14年11月19日津地裁決定
17	平成15年4月	鹿児島中央、鹿児島南、鹿児島西、国分、加治木各警察署	ほぼ連日、午前9時から午後9時まで長時間の取り調べを受けた。弁護人が被疑者に対し、取調の状況を毎日ノートにつけるよう指示したところ、留置係がボールペンを貸さない、書く時間について制約を課すなどの妨害を行った。接見禁止中であつた被疑者に対し、取調官が「妻宛の手紙を書けば特別に出してあげる。手紙には貰った買収金はパチンコで使ったこと、本当のことであること、そしてそのことを刑事に話していること等について書きなさい。」と指示し、被疑者はその指示のとおり妻宛に手紙を出した。その手紙は、妻宛に出されることなく、検察官証拠として裁判に提出された。	2005年4月9日日弁連シンポジウム
心理的・精神的圧迫を受けた事例				
18	平成6年1月		知的能力の低い被告人が、被告人が真犯人であるとの捜査機関の強い思い込みから追及を受け、返答に窮した被告人が、その場の追及から逃れるため、自白調書に署名した事案。自白と否認を繰り返した。	日弁連無罪事例集第8集 65 5平成13年4月24日広島高裁判決

19	平成7年9月		任意の事情聴取の段階において、長時間怒鳴り続けられる取調を受け、「共犯者はすでに自白している」との虚偽の切り換え尋問を受けた結果、自白調書の作成に応じた。その後、弁護人がついたことから、否認に転じ、検察官の弁解録取書、裁判官の勾留質問においても否認した。そして、一旦は勾留場所が拘置所となったが、検察官の準抗告が認められ、警察署に移監された後、再び、長時間怒鳴り続けられる取調べを受け、自白調書の作成に応じてしまった事案。起訴後は一貫して否認してい	自由と正義平成17年9月号
20	平成9年8月	筑紫野警察署	別件の逮捕勾留を利用して違法に余罪の取調べを行い、自白を強要した。また、起訴後の勾留を利用して違法に余罪の取調べを行い、自白を強要した事例。	平成12年6月29日福岡地裁判決
21	平成11年		否認しても警察官が否認調書を作ってくれず、警察官は否認を聞き入れてくれないと思ったこと、警察官が本件事件は軽微で和解ができれば処罰を受けることがないことを思わせる態度をとったことなどから、自白調書に署名した事案。その信用性が否定された。	日弁連無罪事例集第7集 66 5平成13年3月15日東京簡裁判決
22	平成11年7月	網干警察署	犯行を確認したとする目撃供述の信用性に疑わしい点があり、申立人が潔白を主張しているにもかかわらず、現行犯人として取り扱って違法に身柄を拘束し、さらにその後、午前1時過ぎより午前4、5時ころにかけての取り調べにおいて、否認を続けていると、自白しなければ20日間勾留するなど強引な取り調べをして自白を強要した。	平成13年9月25日兵庫県弁護士会「警告」
23	平成11年9月		酒に酔っていて覚えていない被告人について、誘導のもと自白調書が作成された事案。捜査関係者は被告人が犯行に関与しているとの嫌疑を有しており、自白供述を内容とする上申書が作成されていたが、これは、警部補が鉛筆で下書きしたものについて被告人にボールペンでなぞらせて作成したものであった。判決は、自白を裏付ける客観証拠の欠如、供述の変遷、説明の不自然さ、動機や犯行自体についての迫真性の欠如などを丁寧に認定した上で、自白の信用性を否定した。	日弁連無罪事例集第8集 65 2平成13年4月24日仙台地裁判決
24	平成11年9月		痴漢事件。取り調べた警察官から「認めなければ10日間は帰れない」と言われ「自暴自棄になって、捜査官の意向に沿う犯行状況を適当に作り出した疑いが強い」「身長差が約20センチある被害者のしりを触るためには身をかかめる必要があるが、このことについて何も触れていない」と指摘し、自白調書の信用性を否定した。無罪。	平成12年9月19日朝日新聞、 同月18日東京高裁判決
25	平成11年ころ		死刑を最高刑とする爆発物取締罰則違反の可能性があるのに、1年以下の懲役などですむ火薬類取締法違反で取り調べたのは「軽い刑ですむとの期待を持たせ、うその自白をさせることにもなりかねない」と判断し、違法な取り調べとして、都に損害賠償義務を認めた。	平成13年4月18日毎日新聞朝刊、 同月17日東京高裁判決
26	平成11年9月	佐沼警察署	鉛筆で下書きされた上申書を渡されて、「ボールペンでなぞれ」「自分の字じゃなくっちゃだめだ」と言われ、上申書の作成を強要された。無罪。	平成13年6月1日号週刊朝日、 同年4月24日仙台地裁判決

27	平成11年		「取調官の誘導などで自白した疑いがぬぐい切れない」と自白の信用性を否定。無罪。	平成14年11月13日河北新報朝刊、同月12日仙台高裁判決
28	平成12年ころ		自白調書の任意性に疑いがあるとして証拠申請を却下。被告人は「警察官から認めないと保釈は難しいと言われて調書に署名した」と主張。	平成13年4月27日朝日新聞朝刊、大阪地裁
29	平成12年11月		保険金目的で自分の店舗に放火したとされた事案。自白調書について、「燃烧状況と符合しない上、秘密の暴露もなく、信用性がない」と判断した。無罪判決。「自白しなければ妻を逮捕すると脅かされた」と記者会	平成16年2月23日毎日新聞夕刊、同日東京地裁判決
30	平成13年2月		痴漢冤罪事件で、大声を出したり、「認めれば10万円か15万円で出られる。認めなければ長くなる。」、(3年ほど前に息子が交通事故で死亡していることを引き合いに出し)「お前の息子の霊がこの部屋にも来てるんだから、本当のことを言わないか」などと自白を強要。無罪	季刊刑事弁護35号平成14年11月27日大阪高裁判決

少年の事例

31	平成11年9月	和歌山東警察署	少年の自白は捜査員の誘導による可能性が高いとして信用性を否定。無罪にあたる不処分。	平成12年2月9日読売新聞夕刊、同日和歌山家裁決定
32	平成12年ころ		自白調書があるにもかかわらず無罪にあたる不処分。これに先立つ5月18日福岡高裁差し戻し決定においては「取り調べは少年らの心理に影響を及ぼしかねない方法がとられ、供述が誘導された可能性が否定できない」と認定。	平成13年7月13日朝日新聞、同月12日福岡家裁決定。同年5月20日西日本新聞朝刊。
33	平成12年3月	曾根崎警察署	被疑者である少年は逮捕当時試用採用期間中であり身柄拘束が続けば正式採用が危くなる恐れがある状況の中で、取調官から否認を続けること20日間の勾留のみならず検察官送致になり刑事手続きに移行して身柄拘束が続くと聞かされ、ポリグラフ検査の後「お前がやったろう」「お前の嘘は結果に出ている」と追及されたこと、ポリグラフ検査を受けても無実であることが晴れなかったことから自白した方が楽だと考えるようになったこと、虚偽の自白をして早く釈放された方がよいと考えるに至ったことから、自白調書に署名した事案。その信用性が否定された。	日弁連無罪事例集第7集 69 1平成12年9月27日奈良家裁決定
34	平成12年10月		誤認逮捕された事案。埼玉県に慰謝料2400万円の支払いを求めて提訴。少年は「10時間も続いた取り調べでは自白を強要された」と主張。	平成13年2月25日毎日新聞
35	平成14年9月		自白調書には取調官が誘導した形跡がみられ、信用できない、などとして無罪にあたる不処分。少年は「暴力や脅迫によって自白を強要された」と主張。	平成14年12月20日産経新聞朝日新聞朝刊、同月11日東京家裁決定

その他

36	平成11年ころ		自白の信用性を否定。無罪。	平成12年10月26日朝日新聞夕刊、同日鳥取地裁米子支部判決
37	平成11年ころ		自白の信用性を否定。無罪。	平成13年4月25日中国新聞朝刊、同日24日広島高裁判決
38	平成11年4月		警察官から「覚醒剤の密輸であることを知っていたら」と言われて自白調書に署名した事案。自白に変遷ないし齟齬があること、犯行動機が不自然ないし不合理であること、被告人の供述する心理状態と被告人の行動と必ずしも整合性がないこと、被告人が自白に至った理由も不合理であることから、自白の信用性が否定された。	日弁連無罪事例集第7集 624 平成12年12月14日鳥取地裁米子支部判決
39	平成14年ころ		兄を取り調べた捜査員が自白を強要した疑いがあると指摘。無罪判決。	平成16年2月18日毎日新聞、同日4日前橋地裁判決
40	平成14年ころ		自白調書の信用性を否定	平成16年4月26日毎日新聞夕刊、同日神戸地裁判決
41	平成14年11月		自白の信用性を否定。無罪。	平成15年6月17日西日本新聞夕刊、同日福岡地裁判決
42	平成16年7月	焼津警察署	逮捕された被疑者をわざと共犯として逮捕されている他の被疑者の両親の前を歩かせ、その際、その両親をして被疑者に「息子のために認めてくれ」と詰め寄せた。	会員報告

猥褻行為

43	平成7年11月	船橋東警察署	勾留中の女性にわいせつ行為をしたとして、公務員特別暴行陵虐罪で起訴。	平成12年6月3日朝日新聞、千葉地検起訴
44	平成12年2月	加賀町警察署	巡回中に留置されていた女性の胸などをさわった。特別公務員暴行陵虐罪で逮捕、懲戒免職。	平成12年4月27日朝日新聞、神奈川県警懲戒免職
45	平成12年10月	直方警察署	留置係が拘留中の女性二人に、女性を膝の上に乗せて触る、キスをする、服の中に手を入れて体を触るなどの行為をした。特別公務員暴行陵虐罪で1年6月の有罪判決	平成13年7月10日西日本新聞夕刊、同日福岡地裁判決
46	平成13年12月		留置場看守が女性の留置室に入り性的な関係を持った(特別公務員暴行陵虐罪)として、検察官が懲役5年を求刑。	平成14年7月19日読売新聞夕刊
47	平成14年	有馬警察署	巡查長が被勾留者の女性とわいせつ行為。	平成14年1月29日毎日新聞夕刊
48	平成17年7月	警視庁菊屋橋分室	警部補が取調中に、2度に渡って性的な関係をもった。特別公務員暴行陵虐罪の疑いで逮捕。	平成17年7月8日産経新聞

暴行等

49	平成8年10月	灘警察署	留置場内において警察官が被拘禁者に対して、防声具、鎮静衣を使用する際、暴行を加え、両上肢多発性皮下出血、左大腿膝部皮下出血等の傷害を負わせた	平成11年3月19日兵庫県弁護士会「警告」
50	平成10年ころ		警察官が取り調べで威圧的な言動をとったなどと認め、都の損害賠償義務を認めた。	平成13年3月31日朝日新聞、同月30日東京地裁判決
51	平成11年ころ		違法な取り調べについて都に賠償金の支払いが命じられた。原告は「威圧的な言動と暴力による違法な取り調べを受けた」と主張。	平成14年11月15日読売新聞朝刊、東京地裁判決
52	平成11年11月	越谷警察署	勾留中の男性が署員から暴行を受けたとして損害賠償を求める訴訟を提訴。訴状によると、留置管理の署員が、特定の容疑者に対し、飲食を差し入れるなどの便宜を図るなどしたため乱闘騒ぎが誘発された。その男性は止めに入ったにもかかわらず、署員から暴行を受け、騒ぎが収まった後も適切な医療措置を受けられなかったとしている。	平成12年8月8日東京新聞夕刊
53	平成12年10月	新居浜警察署	捜査員3人が取調中の複数の男性に暴行を加えたとして、特別公務員暴行陵虐罪で有罪。	平成13年6月28日愛媛新聞朝刊、同月27日松山地裁判決
54	平成13年4月	松戸東警察署	留置係が、被勾留者から指輪やバイアグラなどを受け取り、見返りに携帯電話で外部と連絡を取らせるなどの便宜を図らせていた事案で、千葉県警が書類送検。	平成13年4月25日読売新聞
55	平成16年4月	和歌山東警察署	留置場内において、防声具を使用され、死亡した。	
56	平成16年6月	都島警察署	暴力団構成員が、逮捕前の取調べ時に取調官から暴行を受けた。逮捕直後に受任した弁護人が担当検察官に今後暴行を加えないよう指導監督を求める書面をファックスした。しかし、その後も暴行は続いた。被疑者の主張によれば、「四つんばいまたは寝転んだ状態にされ、警察官が馬乗りになり、もうひとりの警察官に足を踏まれたり、蹴られたりした」「立った、あるいは座った状態で、警察官が足の裏で腹を蹴った」などの暴行を受けた。大阪地裁が検証を行い、両腕、腹部、両足にそれぞれ数箇所赤く腫れているのを認めた。その後移監の申立がなされ、これが認められたものである。	平成16年6月16日大阪簡裁命令
医療体制				
57	平成10年6月	大和警察署	同室の被勾留者から傷害を受けたにもかかわらず、4日間も医師による治療を受けさせずに放置した事案。	平成12年5月1日横浜弁護士会「勧告」
58	平成12年	熊谷警察署	留置場内で倒れて病院に搬送されたが死亡した事件について、遺族が救急車を呼ぶのが遅れたことが原因だとして損害賠償を求める訴訟を提起。	平成14年1月29日読売新聞夕刊

添付3 電話接見アンケート集計

(2005年11月25日現在、回答総件数292件(拘置所に関するものを含む))

弁護士会(回答数)	事務所から警察署までの所要時間(単位:時間)			備考(*)・意見()
北海道 (59)	片道2時間以上	片道1.5時間以上	片道1時間以上	
札幌 (37)	室蘭署(2),伊達署(2.5),静内署(2.5),浦河署(3.5),岩内署(2.5),倶知安署(2.8),夕張署(3.6~4)	小樽署(1.5),芦別署(1.75),赤歌署(1.5),三笠署(1.6),美唄署(1.7),栗山署(1.7),苫小牧署(1.5)	余市署(1.1),滝川署(1.2),岩見沢署(1.3)	特に冬季は事務所所在地管内以外のすべての警察署で電話接見必要。
旭川 (12)	稚内署(4),紋別署(2.5~3),枝幸署(3.5),羽幌署(2.3),手塩署(3.3~4.8)	名寄署(1.5),留萌署(1.5)	士別署(1.2),富良野署(1.2)	旭川地裁管内の接見には公共交通機関は殆ど役に立たない。とりあえずの権利告知や接見要請が差し迫ったものか否かの確認のため、電話接見は必要不可欠。
釧路 (3)	根室署(2.5)		弟子屈署(1.25) 中標津署(1.25)	冬の悪天候時には電話による外具交通が有用。
函館 (7)	松前署(3),江差署(2.5),八雲署(2.3),せたな署(3),寿都署(2.5)	木古内署(1.5),森署(1.5)		
東北 (47)				
青森 (1)			十和田署(0.8~1.5)*,三戸署(1~1.75)*	*小数字は夏季,大数字は冬季

岩手 (15)	久慈署 (2), 宮古署 (2), 釜石署 (2.5), 北上署 (2), 二戸署 (2), 岩手署 (3)	岩泉署 (1.25 ~ 1.75), 大船渡署 (1.5 ~ 2.25)	遠野署 (1.2)	岩手は全域で電話接見必要
秋田 (12)	鹿角署 (2.5), 湯沢署 (2), 大館署 (2.2), 横手署 (2.2)	北秋田署 (1.8), にかほ署 (1.5), 能代署 (1.5), 男鹿署 (1.6), 仙北署 (1.6)	五城目署 (1.3), 由利本荘署 (1.3), 大仙署 (1.2)	
山形 (4)	酒田署 (2)	鶴岡署 (1.5)	米沢署 (1.2) 新庄署 (1.3)	
仙台 (3)	佐沼署 (2), 登米署 (2), 志津川署 (2)		大和署 (1)	
福島 (12)	田島署 (2.5 ~ 3.5)	浪江署 (1.5)	石川署 (1.1), 猪苗代署 (1.2), 棚倉署 (1), 会津坂下署 (1), 喜多方署 (1)	降雪期は自家用車では危険なため列車を利用せざるを得ず, 1日つぶれてしまう。
関東(44)				
東京三会(18)		五日市署 (1.5), 町田署 (1.5), 青梅署 (1.5), 警視庁多摩分室 (1.5), 東神奈川署 (1.5) *	高島平署 (1)	* 神奈川県。ほかに五城目署 (4.5, 秋田県), 下館署 (2.2, 茨城県), 盛岡, 天竜などの回答例あり。 五日市署の場合, 被疑者が押送から戻ってからの接見では, 帰りの電車がなくなる。ギリギリまで待って接見を断念し警察を引き揚げたケースがある。

横浜 (6)		大磯署 (1.5)	小田原署 (1), 麻生署 (1.1), 宮前署 (1.1), 多摩署 (1.1)	
埼玉 (4)	小鹿野署 (2)		幸手署 (1.25), 飯能署 (1)	
群馬 (16)	館林署 (2), 沼田署 (2), 長野原署 (2~3), 下仁田署 (2.2), 松井田署 (2), 吾妻署 (2)	富岡署 (1.5), 高崎署 (1.5), 安中署 (1.6)	渋川署 (1.3), 藤岡署 (1.3)	
中部 (34)				
福井 (7)	小浜署 (2)		敦賀署 (1)	
富山 (6)			氷見署 (1.3), 入善署 (1.2), 小矢部署 (1)	
新潟 (5)	佐渡西署 (3~4)*, 佐渡東署 (2~3)	村上署 (1.75), 津川署 (1.5~2)		*ジェットホイル3時間, カーフェリー4時間。佐渡東も同様。 離島, 僻地の接見は実際上, 被疑者・被告人の犠牲の上に不十分にしか対応できなかった。司法過疎地を多く抱える新潟では, 電話接見の実現は大変重要。また公共交通機関の利用が困難な地域が多く, 殆どタクシーを利用せざるを得ず交通は片道

				3000 円から 5000 円にもなる。
山梨 (5)			富士吉田署 (1), 上野原署 (1.1), 南 アルプス署 (1)	情緒の不安定な被疑者・被告 人については, 毎日のように 接見と呼ばれ負担が大きい。 電話接見も有効かと思われる。 県外の事件を受任したとき, また当番要請で接見に行った が被疑者が戻らず, 延々待た されたとき, いったん引き揚 げて電話接見する必要性を感 じた。
長野 (7)		軽井沢署 (1 ~ 2) * , 飯山 署 (1.5)	佐久署 (1), 中野署 (1), 大町署 (1 ~ 1.4), 茅野署 (0.8 ~ 1.4), 木曾署 (1 ~ 1.5)	* 新幹線待ち時間による
三重 (3)	熊野署 (2 ~ 2.6), 鵜殿署 (3)	尾鷲署 (1.5 ~ 2)		
近畿 (16)				
大阪 (4)			黒山署 (1.2), 豊能 署 (1.75), 関西空 港署 (1.3), 河内長 野署 (1.1)	
京都 (6)		久美浜署 (1.5 ~ 2.2), 京丹 後署 (1.5)	網野署 (1.3 ~ 2), 峰山署 (1.2 ~ 1.6),	必ずしも留置場所の最寄 の事務所の弁護士が受任す

			舞鶴東署(1), 舞鶴署(1)	るとは限らない。
滋賀(2)		長浜署(1.5)	高島署(1.25)	夜間まで任意で取調べを受けた後に逮捕されたケース。家族からの相談で接見に行ったが午後11時頃になった。このような時とりあえず電話接見ができれば非常に合理的。
奈良(2)	五条署(2)	宇陀署(1.5)		
兵庫(2)	浜坂署(3.5~5), 南あわじ署(2.5)			
中国(6)				
岡山(3)	真庭署(2)	津山署(1.5)	備前署(1)	
島根(3)		川本署(1.5~1.7)	大田署(1), 雲南署(0.7~1.5)*	*車・高速利用で0.7, 鉄道1.5
四国(12)				
香川(6)	小豆署(2.5)	東かがわ署(1.5)	観音寺署(1.3), 善通寺署(1), さぬき署(1)	
徳島(2)	池田署(2), 牟岐署(2~2.8)			接見禁止が付されている場合, 多くは, 連絡事項は事件と関係なく罪証隠滅の可能性もないのに, 弁護人との接見で連絡しあうしかなく, 極めて苦慮すべき事態を招く。

愛媛 (4)	三島署 (2), 御荘署 (2.5)		大洲署 (1)	被疑者段階は時間的に早く接見する必要性が高く、スケジュール的に受けられないものが多くなるが、電話接見が可能であれば支部の事件も受けやすい。松山に弁護士が集中し、支部の負担が高い愛媛では、電話接見が必要。
九州 (74)				
福岡 (16)	田川署 (2.2), 上県署 (3) *, 添田署 (2) 対馬南署 (1.7) *, 杵岐署 (2~3) *	上嘉穂署 (1.7), 直方署 (1.5~1.8)	豊前署 (1), 甘木署 (1.4), 宗像署 (1), うきは署 (1)	* 長崎県
長崎 (24)	口之津署 (2.2), 五島署 (2) 新上五島署 (2~3) 対馬北署 (3.3), 西海署 (2.3)	西海署 (1.7), 島原署 (1.7), 小浜署 (1.6), 国見署 (1.4), 杵岐署 (1.6), 対馬南署 (1.85), 松浦署 (1.5)	川棚署 (1.4), 大村署 (1), 諫早署 (1), 江迎署 (1.1), 平戸署 (1.3)	
大分 (4)			日田署 (1.25), 宇佐署 (1), 豊後大野署 (1), 佐伯署 (1.3)	
佐賀 (2)		伊万里署 (1.5)		
熊本 (3)	本渡署 (3~4), 人吉署 (2)	荒尾署 (1.5)		
宮崎 (6)	延岡署 (2.5), 日南署 (2)	高鍋署 (1.5) 串間署 (1.8)		
鹿児島 (13)	志布志署 (2.5), 鹿屋署 (2~2.5)	国分署 (1.5), 川内署 (1.2~2)		公共交通機関が未発達のため運転免許がないと接見は難しい。

				大隅方面は鹿児島市内から車で2時間，指宿・枕崎・離島も電話接見の必要性が高い。
沖縄 (6)	八重山署 (2) * , 11.宮古署 (2) * , 八重山署 (2) *	本部署 (1.5 ~ 2)		*いずれも飛行機利用，待ち時間を含む。